

平成26年4月17日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成26年4月17日(木) 午後3時00分
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後4時31分
出席委員	
委 員 長	横 井 利 男
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
教 育 長	横 山 信 雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	石 井 秀 和
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長)	佐 久 間 之
庶 務 課 長	岩 佐 一 郎
学 務 課 長	齋 藤 好 正
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	前 田 泰 伯
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹
ひきふね図書館長	倉 松 邦 多

2 会議の概要

- **横井委員長** ただいまより教育委員会を始めたいと思います。本日の会議録署名人は坂根委員をお願いいたします。

(平成26年2月5日、19日教育委員会会議録確認)

議決事項第1

議案第26号「学校歯科医の退任に伴う感謝状の贈呈について」の案件を上程し、学務課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **横井委員長** それでは、議決事項第1議案第26号「学校歯科医の退任に伴う感謝状の贈呈について」原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第27号「学校歯科医の委嘱発令について」の案件を上程し、学務課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **横井委員長** 4月1日にお亡くなりになられて、後任の方の委嘱発令が5月1日ということですが、1ヶ月の空白期間が生じています。特に法令上における支障はないのですか。
- **学務課長** 法務課に確認したところ、4月1日は在籍していたということで、4月中はいたという扱いになります。また、学校における健診が5月に入ってからということなので、今回は特例として提案させていただきました。
- **横井委員長** それでは、議決事項第2議案第27号「学校歯科医の委嘱発令について」原案どおり委嘱することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第3

議案第28号「墨田区立小中学校の主任発令について」の案件を上程し、指導室長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **横井委員長** これは、校長先生が指名するのですか。
- **指導室長** はい、そうでございます。
- **横井委員長** それでは、議決事項第3議案第28号「墨田区立小中学校の主任発令について」原案どおり発令することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第4

議案第29号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」の案件を上程し、生涯学習課長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問はございませんか。
- **横井委員長** それでは、議決事項第4議案第29号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項5

議案第30号「平成27年度使用小学校教科用図書採択の方針について」の案件を上程し、指導室長が説明する。

- **横井委員長** ただ今の説明についてご質問ございませんか。
- **阿部委員** 私はこの手続きは今回初めてなのですが、前は4年前になるのですか。
- **指導室長** はい。
- **阿部委員** その時中身とほぼ同じものですか。
- **指導室長** 概ね変わっていません。
- **阿部委員** 採択を実施するにあたり、基になる方針やモデルのようなものはあるのですか。
- **指導室長** 教科書採択の事務取扱いについては、文部科学省のモデルに基づいて作成しております。
- **坂根委員** 私も初めてなのですが、調査委員会委員に選出・委嘱される地域住民等はどのように選ばれるのですか。
- **指導室長** 前回については、PTAの代表の方にやりました。
- **坂根委員** それは自薦、他薦のどちらですか。
- **指導室長** PTAの会長という扱いで充てています。
- **坂根委員** では、もう現時点では決まっているわけですね。
- **指導室長** その方をお願いすることになればその方になりますが、まだそこまで整理はしておりません。
- **坂根委員** 学識経験者は、どういう基準で選出されるのですか。
- **指導室長** 前回については、墨田区のことをとてもご理解いただいている方で、元校長先生や大学の方に入っております。
- **坂根委員** 墨田区のことをご理解いただいているというのは、どのような基準があるのですか。
- **指導室長** 例えば、墨田区に在住されている方です。
- **坂根委員** 在住していることや墨田区の歴史を知っているということですか。
- **指導室長** 在住・在勤ということが大体ベースとなっていると思います。
- **横井委員長** 調査委員会は、教科毎に設置されるわけですね。
- **指導室長** はい、そのとおりです。
- **横井委員長** そして、6月13日に結論を出して審議会を行うわけですね。審議会は教科別ではなく、全体について審議するということですね。
- **指導室長** はい。
- **横井委員長** 7月4日に審議会の最終的な結論が出るということですね。
- **指導室長** はい、その予定でございます。
- **横井委員長** その後で、教育委員会で検討するということですね。3段階ですね。
- **阿部委員** ちなみに調査とは何を調査し、審議とは、何を審議するのですか。
- **指導室長** 学校で行う調査とは、それぞれの教科書が複数の会社で作られておりますので、その内容を適正かどうかも含めて公正・公平に分析をし、それぞれの教科書の特徴を整理します。また、審議会では、調査委員会での資料を基に実際にその教科書を見ながら、墨田区の小学生の実態等を含め、どの教科書がどういう整理をされているのかを学識レベルで方針というものを整理していきます。
- **阿部委員** ○○出版の教科書が望ましいという議論はあるのですか。

- **指導室長** それは、ありません。その答申に基づいて、教育委員会の中で議論をしていただいて、最終的にどの教科書を選定するのかを結論付けていただきます。
- **坂根委員** 調査委員会では、見本の本をみながら調査をするわけですね。審議会の場合は、そのレポートに基づいて比較しながら審議するということですが、その前に審議会委員が教科書を見る機会はないのですか。
- **指導室長** 見本本の配本数が決まっております。それぞれの見本本を各教科の学校で全部見なければいけないので、それが終わらないところでは、なかなか手にとって細かく見ることはできません。しかし、区内で2箇所程度の場所で見本本を展示することを行うので、そちらに行って教科書を見ることは可能です。
- **坂根委員** 展示というのは、実際に見ることができるのですか。
- **指導室長** はい、中を開いて見ることができます。まだ確定ではないのですが、例えば図書館にそういったコーナーを設けて、一般の方にも見ることができる状況にはなります。
- **坂根委員** 管理の面で、持って行かれたりしないように図書館に置いてその場でということですか。
- **指導室長** その貸し出しはないです。そこで閲覧していただきます。
- **阿部委員** 教育委員はどの段階で、教科書を見ることができますか。
- **指導室長** 展示会場に行っていただければ、その時から見られます。また、一通り調査が終われば、それを回収するので、例えば教育委員会室に置いて随時見ていただく形になるかと思います。
- **坂根委員** 調査委員が見たものと同じものを、置くのですか。
- **指導室長** そうです。
- **坂根委員** その場合には、私は絶対にしませんが、本に線が引いてあるものなどはないですね。
- **指導室長** 基本的に、そのようなことは行いません。
- **雁部委員** 3年前の中学の教科書採択の時も、調査委員会の資料を見ました。調査委員会の方が直接審議会において説明するということはないのですか。
- **指導室長** 代表として、調査委員会の委員長と副委員長が審議会の中に入るので、審議会の中でそのことについて反映されます。
- **坂根委員** それは、私たちにはレポートという形で出されるのですか。
- **指導室長** そうです。
- **横井委員長** 審議会の前に調査委員会があり、それと並行して学校毎にも見る機会がありますので、そこでも意見を整理して、審議会に出されます。したがって、各学校と調査委員会の資料が審議会に出され、審議会の資料を基にして、我々が決定するということです。
- **坂根委員** 審議会の審議期間は7月4日まで4回以内の回数とありますが、1回何時間くらいですか。
- **指導室長** 半日に近いくらいです。
- **坂根委員** それが4回ですか。
- **指導室長** はい。
- **坂根委員** 調査委員会も同じくらいですか。
- **指導室長** 調査委員にそれぞれの教科書を分けて、調査研究していただく形になりますので、集まるのは5回以内です。まず、それぞれ各自がもっと細かく調査を行います。
- **阿部委員** 7月4日までに答申が出され、8月末までには教育委員会で決めなければならないとい

うことですね。そうすると、この期間に委員会はどれくらい開かれるのですか。何か特別に予定を設けて行うのですか。

- **横井委員長** 公開の会議においては、1回のみです。最後の決定をする会議が1回のみです。その他に、我々は、指導室の皆さんから資料を提示していただきながら、勉強会を非公開の場において行います。
- **阿部委員** 概ねどの程度の時間をかけて行うのですか。
- **横井委員長** それは、必要に応じて行います。我々5人が座って、指導室の先生方に来ていただいて行いますから、お休みの方がいた場合には、また別に勉強を御自分でするということとなります。
- **阿部委員** わかりました。
- **坂根委員** 調査委員会や審議会には、私たちは参加・傍聴等はできるのですか。
- **指導室長** 調査委員会については、各教科ばらばらに行いますので、基本的に傍聴はできません。審議会についても、色々な偏った意見が出る中で最終的に答申をまとめていきますので、逆にその情報が耳に入ってしまうことが、公正・公平の点で課題となってしまうので、今までの例では、入っていただいたことはありません。
- **坂根委員** かえってバイアス（偏り）が掛かってしまうというお考えということですね。
- **指導室長** はい、そうです。その段階では、答申を出すための遣り取りがありますので、答申についてではない話もたくさん出てきます。その最終的な結論が答申です。
- **坂根委員** はい。ありがとうございます。
- **横井委員長** それでは、議決事項第5議案第30号「平成27年度使用小学校教科用図書採択の方針について」原案どおり定めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
- **横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

報告事項第1

「重要事業の進捗状況について」、庶務課長、指導室長が説明する。

- **横井委員長** 庶務課の部分で、何かご質問はございませんか。
- **雁部委員** 緑幼稚園の園舎について、以前設計図をいただいたのですが、それから変更はなく進んでいるのですか。
- **庶務課長** 平成24年度に基本設計、平成25年度に実施設計という順番で行っています。教育委員の皆さんにもお見せしましたが、平成24年度の基本設計は、保護者説明会等を開きご意見等を踏まえた上で作りしましたので、その段階でほぼ基本設計として確定しております。実施設計は、更にそれを具体的に設計したものとなりますが、基本設計をベースとして作っていますので、以前にお見せした設計図に従って、進めているところでございます。
- **横井委員長** 緑小学校の教室の整備状況は、どうなっていますか。
- **庶務課長** 現在、緑小学校の中に緑幼稚園があり、運営しています。順番としては、まず今年の夏に新しい緑幼稚園の園舎ができ、そこに引越しをします。それから夏休み明けくらいに旧緑幼稚園の場所が空きますので、そこで工事を順次していくこととなります。
- **横井委員長** 小学校の方は、いつごろ整備が終わるのですか。
- **庶務課長** 小学校の方は、エレベーターの設置も含めて工事をします。そんなに大きな工事にはな

らないと思いますので、基本的には内装中心の工事となります。学校の運営には支障がないようなかたちで工程を組んで進めていきます。5教室を整備する予定ですので、来年の4月から整備した5教室をスタートできるよう考えています。

- **雁部委員** 普通教室ですか。
- **庶務課長** はい、普通教室で整備させていただく予定です。
- **横井委員長** 指導室の部分で、何かご質問はございませんか。
- **阿部委員** いじめの関係ですが、いじめ防止対策推進法に則った会議は今年出来るのかどうかと、報道によると第三者機関をつくる或いはつくり始めているところが出ていますが、墨田区の関係でも訴訟が継続していると聞いているので、訴訟に至る前に中立的なところで第三者機関をつくって、深刻化する前に解決を模索する方法は取れないかと個人的には思っているのですが、そのような方向はあるのですか。
- **庶務課長** まず、いじめ防止対策推進法は国で施行されているところでございますが、まだ東京都が条例化を検討しているところで東京都の情報によりますと6月の定例会に出すということです。いじめ防止対策推進法では、同じ地方公共団体でも東京都と区市町村がどういう連携を図っていくかという部分が見えないので、東京都の条例案をある程度見極めた上で、墨田区はどういうかたちにするのかを検討していくことになるかと思えます。動きとしては、東京都の6月定例会を見ながらこれから順次行っていくかと思えます。それから、仕組みに関する部分も当然私どもの方でご意見を伺いながら検討していくというようなかたちになろうかと思えます。
- **阿部委員** 年度内で検討が始まるということですか。
- **庶務課長** はい、そうですね。あと、他区の状況も調べてみる必要があると思っております。一部の自治体で動いているところもあると思えますが、具体的な動きが見えないものですから、情報共有しながら検討していくという段階です。
- **坂根委員** いじめに関しては学校内が中心で、不登校については学校外にあたりますが、それは学校とは別にスーパーバイザーのような専門家を考えているのですか。
- **指導室長** 別ということではなく、必ず連携をさせ、例えばスクールソーシャルワーカーとか学校にいるスクールカウンセラーとかアドバイザーから知恵をいただきながら学校と家庭と関係機関が連携しながらやっていくというかたちになります。
- **坂根委員** それは、特別に今年度からやっていくのですか。
- **指導室長** 不登校対策の連絡協議会をつくって、各学校にも課題を十分に認識及び共有化していただきながら、今まで以上に手厚く対応していきたいと考えています。
- **坂根委員** はい、ありがとうございます。

報告事項第2

「墨田区監査委員の就任について」、資料1のとおり庶務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **阿部委員** 板橋さんは公認会計士のかたですか。
- **教育委員会事務局次長** 公認会計士と聞いております。

報告事項第3

「代表監査委員の就任について」、資料2のとおり庶務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。

報告事項第4

「平成26年度墨田区学校安全衛生管理者等の選任及び指名について」、資料3のとおり庶務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **坂根委員** 14ページの衛生推進者の部分で、副校長、養護教諭の2名のいるところと1名のみのところがありますが、これはどうしてですか。
- **庶務課長** 学校によっては職場の環境について、キーマンになる方を選んでいただいておりますが、それは特に副校長ではなくても主幹養護教諭等の専門性を発揮してご活躍いただけるということで各学校に選任をお願いしています。学校の事情でこういった方々が選ばれているということです。
- **坂根委員** 特に人数が多いとか、そういうことは関係ないのですか。
- **庶務課長** 人数についても、基本的には1人ですが、場合によっては2人というところもあります。副校長が忙しいときに代理を立て2人でまわすことができるよう、学校で指定されているということです。
- **坂根委員** はい、わかりました。

報告事項第5

「平成26年度墨田区立小中学校学級編成について」、資料4のとおり学務課長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。それでは、報告承りました。

報告事項第6

「平成25年度子供の体力向上推進優秀校の表彰について」、資料5のとおり指導室長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。
- **雁部委員** 優秀校が3校ありますが、具体的にどういった取り組みをして、推薦されたのですか。
- **指導室長** 隅田小学校では、地域の団体等との交流を活発に行い、地域とともに体力向上に図ったことがポイントになっています。八広小学校は、体力調査の結果を分析して分析結果を授業に活かして改善をしていったことで表彰を受けました。それから両国中学校は、昨年度保健・体育の全国大会が東京都で行われ、その際に公開授業等行い啓発に努めたということが理由となっています。

報告事項第7

「平成26年度 学力向上新すみだプランについて」、資料6のとおりすみだ教育研究所長が説明する。

- **横井委員長** 何かご質問はございませんか。それでは、報告承りました。

その他

「鳥インフルエンザの対応状況について」学務課長が説明する。

「ネット依存に係る対応について」阿部委員が提言する。

- **阿部委員** たまたま経済雑誌にLINEの紹介と子どもに対してどう親がルール化をしたらよいか掲載されていたので、参考になると思いました。かねて委員長よりがご提案のあったLINEの使い方について、6月に育成委員会の会合があるので、その際に皆さんにこういう方向があるということをお話したいと思うのですが、ある程度統一した例えば使う時間などのルールの骨子をまとめ、それを共通してそれぞれの育成委員会でも検討いただくようご提案したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
- **横井委員長** 以前、教育長が規制するのはなかなか難しいと仰っていましたが、規制というよりも目安といいますか、望ましいやり方みたいなものを教育委員会として提案することは良いのかなという気はします。
- **阿部委員** 雑誌の内容なので正確かどうかはわかりませんが、刈谷市では21時以降はスマホを子どもから回収するように学校とPTAに要請すると書いてあるのですが、個別に保護者が子どもと話しルールをつくるということはなかなか難しいと思うので、一般的に望ましいルール化というのをご提案して、それを各家庭で参考にして、縛り付けるのではなく自主的に出来るようなかたちでご提案したらどうかと思います。
- **横井委員長** 私も前の委員会の時にもお話しましたが、友人付き合いでLINEにはまっている子どもが「ルールは21時までになっているから」と言って、断る口実になるということです。消極的ではありますが、非常に重要な事ではないかと思います。もしやるとしたら、PTAと地域の方々、青少年育成委員と学校の生徒会みたいところが、共通の目標で少なくとも「何時から何時まではやめよう」というルールをつくり、もっと厳しくルールをつくるのは構わないと思います。
- **阿部委員** 私もLINEを使ったことはないのですが、必ず見たか見ていないかが、相手に分かるらしいですね。
- **横井委員長** 返事をしないと、いじめのきっかけになり得ることになりますね。
- **坂根委員** すぐ規制というとそれだけで反発がありますが、要はインターネット等の情報機器を上手く使っていくのが大事だということではないでしょうか。LINEを見たか見ないかに時間を使うのは無駄だし、ネット上で親としても危険な犯罪に巻き込まれるような可能性があります。それを排除してもっといい方向にもっていくと示せば、保護者にも受け入れやすいと思います。その一環としてこういうやり方があります、こういう危険性がありますという風にです。
- **横井委員長** そういうことは規制ではなく、どのようにしたらいいのですかね。
- **横山教育長** そういう雰囲気醸成していくことが必要だと思います。先日も委員長からお話ありましたが、生涯学習課長に頼んで、PTAに対する解決策で5月以降に新体制になりますからそこで話をもっていこうと思います。まずはPTAで、それから学校の生活指導の面でも校長会等で働きかけをして、その上で育成委員会もあるし、青少年委員もありますのでそういった団体にこちらでイニシアティブ（主導権）として働きかけをしていきたいなと考えております。PTAの方々に理解していただいて動いていただき、内容もそういった意見を聞きながらというかたちになると思います。
- **横井委員長** 今日から青少年育成の各中学校単位の会が始まるのですが、私の出席がたぶん第一弾となると思います。
- **横山教育長** はい、そうです。
- **横井委員長** そういう時に、今のような教育委員会としてはこういう方向で考えているから、地域

ごとにそういう方向を考えてもらいたいとお話はしても構わないのですか。

- **横山教育長** 全然構わないです。
- **横井委員長** 生徒会で上手く自主規制ができたらいいかもしれないですね。決まりとしてではなくみんなで自粛しましょうというようなことができたらいいですね。提言をしてみようと思うので、各委員のみなさんも育成委員会で組織的にできればと思います。
- **坂根委員** 校長先生とお話して、やっぱりLINEがない方がいいという意見は聞きます。それで非常に困っているという話を聞きますので、賛成して下さる方も多いと思います。
- **横井委員長** それともう1つ携帯・スマホに関して、原則学校に持っていくことはいけないことになっていますよね。しかし、どうしても子どもの安全管理のために持たせる場合には学校で預かることになっているのですか。それとも特に決まりはないのですか。
- **指導室長** 基本的に大前提は学校には持ってこないと文部科学省で方針を出していますので、それに基づいてやってくださいというのが原則になります。ただ万が一という場合は、朝に預かって帰りに返すということを概ねの学校でやっています。
- **横井委員長** その話を聞いて先生方は忙しいのに、預かったスマホの管理までしなければいけないのは、だんだん大変になりますよね。学校では使ってはいけないけど、どうしても親と子どもとの関係で持たせるという場合は、子どもが自分で管理してもいいのではないかと思います。持っても絶対使わないと、もし使ったらもう持ってきてはだめだよというようなことをやらないと次々に先生方が忙しくなってくるような気がしないでもないので、その辺も考えてもいいのではありませんか。
- **指導室長** 原則としては、必ず持ってこないというのが原則になります。もしそういうケースでやった場合は、持っていることを知っている他の子どもが、場合によってはそれを取ってしまうことも考えられますので、逆に自己管理をさせることによってそういうケースが起きた場合に、先生方にまた余計な負担が増えていくことになると思います。それであれば、預かったほうがいいと思います。
- **横井委員長** もちろん先生方のご負担にならなければいいのです。
- **坂根委員** ある学校の校長先生の話ですと、どうしても安全上持たせたいという場合には、担任ではなくて校長先生を通して話をする形にしているそうです。校長先生は保護者にとってハードルが高いのですね。どうしても持たせたいという場合は、校長先生と会って、こういう場合はどうですかと親に考えさせると、「今はいりません。」と言って納得する親が多いという話でした。どうしても持たせたいという親には何らかの理由があると思うのですが、そこでお互いに良く考えるのは良い方法だと思います。
- **横井委員長** だいぶ大変な事が多くなってきましたね。現場は忙しく大変だと思います。次々に我々の育った時期とは違うものが出てきて、追いつけないところもありますから指導室の先生方には是非頑張ってくださいますよう、よろしくお願いします。

「安全・安心メールについて」雁部委員が質問する。

- **雁部委員** 安全・安心メールというのがあって、区のお知らせは時々入ってきますが、これとは別に各学校でも保護者向けにやっていると聞いているのですが。
- **庶務課長** 登録した保護者に学校から連絡メールを送っています。登録いただいても学校の利用に温度差があります。小学校はどちらかというとお子さんが小さいので色々なケースで使っているこ

とが多いのですが、中学校はやはりお子さんが大きくなっている関係からあまり学校から情報を発信していないというのが実態です。

- **雁部委員** 小学校の場合は、例えば不審者が出たというメールがまわったときに地域の方の協力というのはすごく大事だと思います。
- **庶務課長** 危機管理担当がやっている緊急メールがあって、区内で不審者の情報等があったときは登録している人に発信されます。それは保護者に関係なく登録している人は誰でも情報を得るといふかたちになります。それと学校連絡用のメールの2つに登録していれば地域の人にも情報共有出来ます。あと、「その後どうなったのか」と言われますが、ただそれは警察の管理になるのでなかなか犯人が捕まったのかとかそういうフォローの情報は流せないのが実態です。
- **雁部委員** やっぱり学校の安全は地域の方の協力が重要なので、学校では出来ないことがありますからそういう情報は地域の方と共有すべきだと思います。
- **庶務課長** それは、学校が地域の方とうまく情報共有できるような仕組みを働きかけていくのかなと思います。
- **坂根委員** 保護者の方の勤め先等が地域でない場合、保護者の方より地域の方のほうがよく見ているということはあるですね。
- **横井委員長** 例えば、学校運営協議会の皆様には学校が連絡するようにと指導をしていくといいかもしれません。
- **庶務課長** ただ地域の方の携帯のアドレスを登録しているかということ、学校情報連絡メールは保護者対象としているのでそこを広げるのか検討が必要になってくると思います。いまご意見いただきましたので、そういった方向で出来るかどうか検討させていただければと思います。

以上で、教育委員会を終了いたします。